

ネットに4,980円からと表示されていたのに15万円の請求 悪質な「暮らしのレスキューサービス」の高額請求に ご注意ください！

3日前、鍵を紛失して家に入れず困ったので、スマートフォンで検索して一番上に表示された事業者のページに4,980円からと書いてあったため、電話して鍵の開錠を依頼した。

事業者が来て、「この鍵は防犯性が高い鍵なので15万円かかる」と言われたが、慌てていたので仕方なく依頼し、現金で15万円を支払ってしまった。

しかし、どう考えても高額だし、ネットに表示された料金と違いすぎるのでおかしいと思う。(50歳代女性)

鍵の開錠のほか、水漏れや排水管のつまりなどの水回りの修理(トラブルバイバイ♪ニュースNo.162)をはじめとする「暮らしのレスキューサービス」で、インターネットの安い料金の表示を見て来てもらったところ、高額な料金を請求されたという相談が多く寄せられています。

来てもらうよう依頼した場合であっても、ネット等に表示された金額と実際の金額に相当な開きがある場合はクーリング・オフの対象となります。

この事例では、クーリング・オフを主張して、消費者センターが粘り強くあっせんを行い、なんとか全額の返金を受けることができましたが、悪質な事業者は、クーリング・オフの適用除外だと主張して返金等に応じないことが多いため、注意が必要です。

なお、インターネットで検索して上位に表示されるのは広告である場合が多く、必ずしも信頼できる事業者というわけではありません。

契約などによるトラブルが発生した場合や不安なときは、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時

※ご相談は、大阪市内にお住まいの方に限ります。

消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

